

第138回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和4年9月20日（火）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和4年9月20日（火）午前 9時45分
- 3 閉会の日時 令和4年9月20日（火）午前10時35分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 8名 欠席 2名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者（6）	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	欠	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	欠	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 石井 治夫
 東区協議会長 岡崎 章二
 事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 橋本 聡実
 主任 川田 秀紀

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 （1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 （2）農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 （3）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 （4）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 （1）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 （2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

第2号議案 農政関係等について

- （1）（2）最適化活動アンケート集計結果、農地法改正について
 （3）（4）農地利用最適化推進委員の委嘱について、委嘱書の交付
 （5）その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹 9番 延澤 強哉

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第138回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は 2 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。4番 岡本五樹 委員、9番 延澤強哉 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正ですが、「第138回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案、申請等(1) 1ページ4番及び2ページ9番は取下げとなりました。また、申請等(2) 4ページ8番、転用目的の「既存非農地401㎡」を「既存非農地314.18㎡」に訂正してください。

以上です。

議長 それでは申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1ページ1番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を石井副会長さん、ご報告願います。

石井推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約44アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反及び借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約5.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番は取下げとなりました。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約79アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、

地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約66アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ7番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約56アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約47アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番は取下げとなりました。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約12.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、許可後農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進 取下げのありました4番と9番を除く、2番から11番までの8件について審議

委員 した結果、事務局の説明のとおり全て許可意見となっています。引き続きのご審議

委員 をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

委員 ありません。

議 長 それでは、申請等（1）は、4番と9番を除く、1番から11番までの9件を許

可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（2）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任

3 ページ 1 番、申請地は、令和 3 年 1 0 月 1 5 日付けで農振除外済の案件です。農地の広がり方が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天資材置場、露天駐車場で所有権を移転します。

受人は建築業を営んでいますが、事業拡大に伴い現在借りている資材置場が手狭になりかつ貸主から返却を求められているため、中区の仕事が多い事もあり利便性の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場と露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、申請地は、農地の広がり方が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区今在家の借家に家族 3 人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、妻の職場と実家に近く、両親の面倒が見られる、利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3 番から 6 番は、同じ地域で同時申請ですので、まとめて説明します。申請地は、いずれも JR 東岡山駅から半径 5 0 0 メートル内の宅地割合が 4 0 % を超える場合に、4 0 % となるまで半径を延長した範囲内である 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

3 番、受人は現在、東区益野町の借家に家族 2 人で居住していますが、出産することに伴い家財道具が増え手狭になったため、実家に近く両親の介護の利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4 番、受人は現在、中区江並の実家に父と申請人である■■■■の 2 人、中区関の借家に申請人である佑人の母■■■■が 1 人で居住していますが、この度申請人親子二人で生活していくことになり中区関の借家では手狭なため、■■■■の職場への通勤の利便性が良く、中区関の現住居に近い生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。中区江並の実家には引き続き父が居住します。

4 ページ 5 番、受人は現在、東区西大寺中野本町の借家に居住していますが、結婚の予定があり家財道具が増え手狭になるため、互いの職場に近い通勤の利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6 番、受人は現在、中区高島新屋敷の借家に申請人である遥、倉敷市児島元浜町の借家に申請人である■■■■が家族 2 人で居住していますが、この度 3 人で住むこととなり、申請人である■■■■の住居が老朽化し手狭なため、申請人である■■■■の職場に近い利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区赤田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居に近く、子どもの通園の利便性が良く、仕事と生活の両立が出来る申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、申請地は、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は特定流通業務施設です。

受人は、中区江崎にて、運送・倉庫業を営む者で、現有の施設が分散しており輸配送ルートが輻輳しているため、主要道の沿道に位置し効率化を促進できる申請地を所有権移転し、特定流通業務施設として利用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積については、倉庫、事務所、駐車場48台等の計画から妥当な面積と判断されます。被害防除計画等その他の一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ9番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は貸露天駐車場に所有権を移転します。

受人は現在、隣地を所有しており、貸露天駐車場として使用していますが、擁壁が損傷し申請地に越境しており、現状の越境部分を利用区域として是正するため申請地を貸露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を石井副会長さん、ご報告願います。

石井推進委員 1番から9番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおりいずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 10番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は貸露天駐車場に所有権を移転します。

受人は現在、申請地南西に隣接する株式会社ニシテックの代表者で産業廃棄物中間処理業を営んでいますが、従業員駐車場と、作業用大型車両等の駐車場が同一で効率が悪い。従業員用と事業用を区別し、効率よく業務できる申請地を露天駐車場として転用し、自社に貸し付けしようとするものです。農地区分と転用目的は

問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 10番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番から10番までの10件を許可と決定してよろしいか。

全委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

なお、8番は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、9月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等(3)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)を審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 今回の利用集積計画について説明します。

7ページ1番から3番までの3件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番は財団から担い手への所有権移転で、2番、3番は所有者から財団への所有権移転です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(4)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

川田主任 8ページ1番から9ページ11番までの11件で、権利取得の事由はいずれも相続、権利の種類は所有権が10件、賃借権が1件で内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、
１番から１１番までの１１件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

川田主任 報告（１）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１０ペー
ジ１番から４番の４件で、転用目的は分譲住宅地２件、自己用住宅１件、露天駐車
場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１１ペ
ージ１番から１２ページ１１番までの１１件です。解約理由は耕作目的が９件、転
用目的が２件で、離作料は記載のとおりです。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案（１）（２）を報告。

議長 続いて（３）農地利用最適化推進委員の委嘱について上程します。事務局から説
明をお願いします。

事務局 第２号議案（３）を説明。

現案のとおり農地利用最適化推進委員を決定した。

議長 事務局、その他で何かありますか。

事務局 （５）その他を説明。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、
代理人 お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時３５分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員